

既設装置の給水装置認定取扱要綱

平成 18 年 3 月 27 日
平成 27 年 4 月 1 日改訂
令和 2 年 7 月 1 日改訂
令和 3 年 6 月 1 日改訂

(目的)

第 1 条 この要綱は、既存の井水装置及び受水槽以下装置(以下「既設装置」という。)を成田市水道事業給水条例(平成 10 年条例第 19 号。以下「条例」という。)第 2 条に定める給水装置(以下「装置」という。)として再使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の条件)

第 2 条 既設装置は、飲料水として使用されていたものであり、次の各号の条件をすべて満たしているもの、又は満たすよう取替えにより改善されたものとする。

- (1) 使用している給水管及び給水用具の構造及び材質が水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものであること。
- (2) 材質及び構造による水質汚染、老朽化による漏水のおそれがないものであること。
- (3) 当該装置以外の水管その他の設備等と完全に切り離されているものであること。

(認定基準)

第 3 条 給水装置としての認定は、成田市給水装置工事検査要綱(平成 18 年成田市告示第 号)に基づく工事検査により、第 2 条(認定の条件)を満たしていると認められる場合に行うものとする。

(申請)

第 4 条 申請の方法は、成田市水道事業給水条例施行規程(平成 10 年水道事業管理規程第 1 号。以下「施行規程」という。)第 2 条の規定によるものとし、次の各号に掲げる事項を調査した既設装置調査報告書(別記様式)及び第 2 項に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第 2 条(認定の条件)の確認。
- (2) 原則として、耐圧性能試験(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年 3 月 19 日厚生省令第 14 号)第 1 条第 1 項第 1 号に規定する耐圧性能試験をいう。)を実施し、漏水の有無についての確認。
- (3) 更生工事を施工した履歴があるかの確認。また、施工していた場合、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況の確認。

2 更生工事の施工が確認された場合の確認書類は下記のとおりとする。

図書類	塗料・工法及び施工状況が	
	確認可能	確認不可能
塗料の浸出性能基準適合証明書 (または認証登録証の写し)	○	
更生工事施工時の施工計画書	○	
更生工事施行時の施工報告書 (写真添付)	○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書	○	
浸出性能試験成績証明書		○
誓約書	必要に応じ○	必要に応じ○
その他管理者が指示した書類	○	○

(申請書の記載)

第5条 申請書の記載は、次の各号によるものとする。

- (1) 配管図における表示は、既設装置を再使用する部分は点線、再使用しない部分は二重点線で表示するものとする。(参考例—1)
- (2) 使用材料の管種、口径及び延長は、再利用する既設装置及び新設する装置のすべてを記載するものとする。(参考例—1)
- (3) 使用材料は、再利用する既設装置分を既設装置材料と明示し、新設する装置と区分できるように記載するものとする。(参考例—2)

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別記様式

既設装置調査報告書

年 月 日

(あて先) 成田市長

指定給水装置工事事業者名

給水装置工事主任技術者名

このことについて、既設装置の給水装置認定取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり報告いたします。

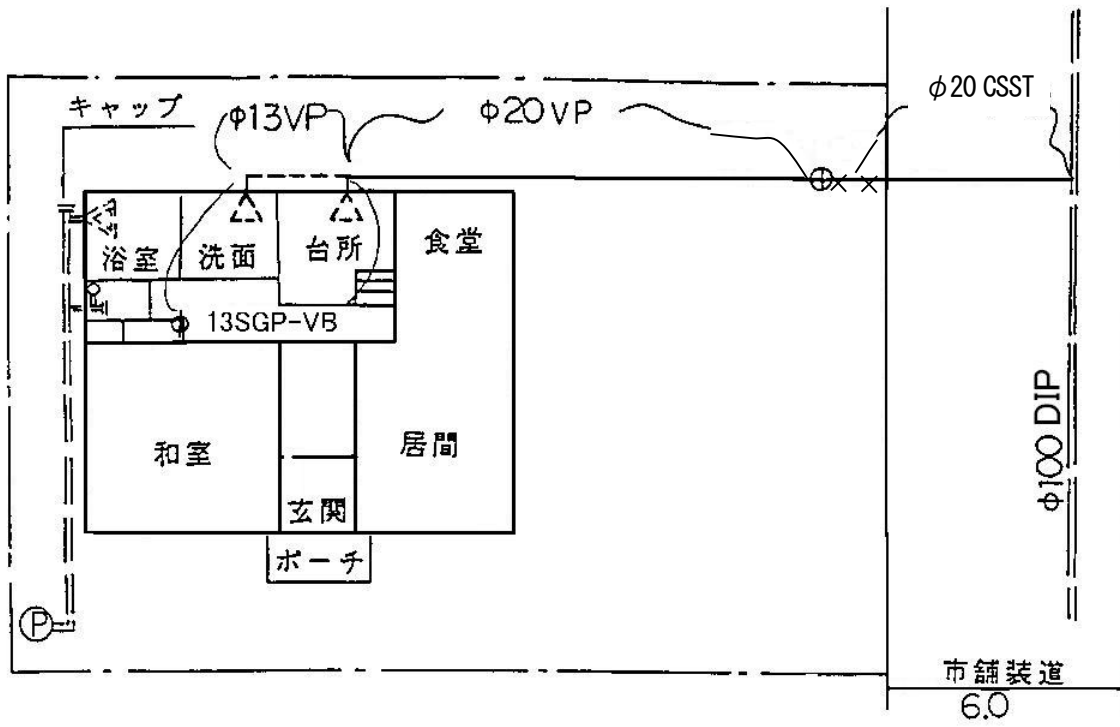
記

装置種別	井水装置・受水槽以下装置
工事場所	
申請者氏名	
既設水栓番号	
使用材料の確認	<input type="checkbox"/> 水道法施行令第6条の基準に適合している <input type="checkbox"/> 適合していないので改善が必要()
更生工事の有無	<input type="checkbox"/> あり(使用した塗料・工法及び施工状況の確認が <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能) <input type="checkbox"/> なし
構造の確認	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常有り ()
他の水管、設備との切離確認	<input type="checkbox"/> 切離可能 <input type="checkbox"/> 切離不可能()
水圧試験 (0.75MPa 1分間)	<input type="checkbox"/> 漏水なし(写真添付) <input type="checkbox"/> 漏水有り ()
申請者確認欄	年 月 日 申請者氏名
備考	

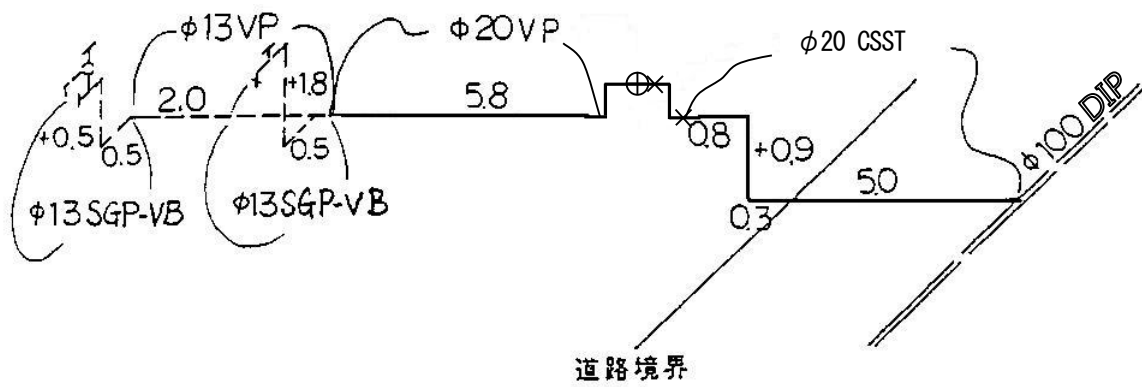
* ()内に改善内容を記入のこと。

参考例-1

平面図



立面図



参考例—2

使用材料表				
	品名	形寸	員数	
			設計	精算
公道部	ステンレス製サドル分水栓	100mm×20mm	1 個	
	PF 継手メーター用	20mm	1 個	
	波状ステンレス管	20mm	5.0m	
	PF 継手ソケット	20mm	1 個	
宅地部	波状ステンレス管	20mm	2.0m	
	ステンレス製ボール止水栓	20mm	1 個	
	止水栓筐	φ75×450H	1 個	
	コンクリート平板	300×300×60t	1 個	
	埋設式メーターBOX (FRP)	20mm	1 個	
	ボール伸縮止水栓	20mm	1 個	
	ビニール管 (VP)	20mm	5.8m	
	既設装置材料 (再利用分)			
	硬質塩化ビニル管	13mm	2.0m	
	ビニルライニング鋼管 B	13mm	3.3m	
	万能ホーム水栓	13mm	2 個	

使用材料は、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する基準に適合していることを確認しました。
 給水装置工事主任技術者
 氏名